

令和 8 年 4 月 1 日 新料金

フジエポックホール

利用期間		基本金額		
		午前	午後	夜間
利用区分	9 時から	13 時から	17 時 30 分	
	12 時まで	16 時 30 分ま で	ら 22 時まで	
座席を利用する場合		15,000 円	15,000 円	15,000 円
座席を格納する場合		10,000 円	10,000 円	10,000 円
控室	控室 A	1,000 円	1,000 円	1,000 円
	控室 B	1,000 円	1,000 円	1,000 円

備考

- 1 午前・午後利用は 9 時から 16 時 30 分まで、午後・夜間の利用は 13 時から 22 時まで、全日利用は 9 時から 22 時までとし、その金額は、各利用時間区分の基本金額の合計額とする。
- 2 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合(商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって利用する場合を除く。)の金額は、基本金額に次の表を掲げる割合を乗じて得た額とする。

入場者 1 人当たりの徴収額の最高額	割合
500 円を超え、1,000 円以下のとき	100 分の 150
1,000 円を超えるとき	100 分の 200

- 3 利用者が営業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって利用する場合の金額は、基本金額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。
- 4 準備のために利用する場合の金額は、基本金額(備考 3 又は備考 4 に規定する場合において準備のために利用する場合にあっては、基本金額に

それぞれ備考 3 又は備考 4 に定める割合を乗じて得た額)に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

- 5 利用の承認を受けた時間以外の超過利用は 1 時間とし、超過金額は、30 分(30 分未満の端数は、15 分以上をもって 30 分とみなす。以下同じ。)につき当該利用時間区分(全日利用及び午前・午後利用の場合における 9 時以前の利用については午前の利用時間区分とし、全日利用及び午後・夜間利用の場合における 22 時以降の利用については夜間の利用時間区分とする。以下同じ。)の基本金額の 100 分の 15 に相当する額とする。

- 6 冷暖房設備を利用する場合は、次の表に掲げる金額を加算する。

利用期間	午前	午後	夜間
	9 時から 12 時まで	13 時から 16 時 30 分 まで	17 時 30 分 から 22 時 まで
金額	3,000 円	3,000 円	3,000 円

- 7 超過利用時間に冷暖房設備を利用する場合は、30 分につき当該利用時間区分の金額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算する。
- 8 村民が利用者の 2 分の 1 以上のときは、使用料に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。